

事由D：新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合

家計急変必要書類一覧

■共通（家計急変にお申し込みされる場合は、全員提出が必要です）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	本人→学校→JASSO(採用後)	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	本人→学校→JASSO	

※①と②はA 3用紙1枚で繋がっております。それぞれに分けて（A 4サイズに切って）、学校に提出してください（学校は給付奨学金申請書を申請時、給付奨学金確認書を採用後 JASSO に提出します）。

<注>既に予約採用や定期採用で マイナンバーを提出済の学生が家計急変採用に申し込む場合は、**再度 マイナンバー提出書類（マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類）の提出が必要**です。専用封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により、学生（本人）から JASSO（日本学生支援機構）に直接郵送ください。

■家計急変事由に関する証明書類（AまたはBのいずれかを提出）

A：公的支援の証明書を提出できる場合

必要書類	提出先	チェック欄
③ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書【コピー】	本人→学校→JASSO	
④ 減収後の給与明細等（1ヶ月分）【コピー可】 ※帳簿（コピー）を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」を添付	本人→学校→JASSO	

B：公的支援の証明書を提出できない場合

必要書類	提出先	チェック欄
⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書【原本】	本人→学校→JASSO	
⑥ 減収前・減収後の給与明細等（計2ヶ月分）【コピー可】 ※帳簿（コピー）を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」を添付	本人→学校→JASSO	

※生計維持者が自営業の場合等、給与明細書を提出できない場合は帳簿（収入と支出がわかるもの）のコピーを提出してください。

<例> 父母両方を急変事由として申込む場合

- ・ 父名義で公的支援を受けている場合 → 父：Aの書類一式、母：Bの書類一式
- ・ 父母共にそれぞれの名義で公的支援を受けている場合 → 父：Aの書類一式、母：Aの書類一式
- ・ 父母共に公的支援を受けていない場合 → 父：Bの書類一式、母：Bの書類一式

■ 進学（進級）前に家計急変が発生した場合

必要書類	提出先	チェック欄
⑦ 家計急変に該当する生計維持者の、家計急変が発生した日の翌月分～進学（進級）の前月分までの給与明細等及びその他の所得があればその証明書（最大 12 か月分）【コピー可】 ※帳簿（コピー）を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」を添付	本人→学校→JASSO	

■ 該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑧ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	本人→学校→JASSO	
⑨ 以下の書類のうち一つ【コピー可】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等在籍証明書（施設長発行） ・ 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） ・ 措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等 	本人→学校→JASSO	